藤枝市告示第
 1 6 号

 令和
 4 年
 1 月 3 1 日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等に係る事務取扱要領(平成25年藤枝市告示第38号)の一部を次のように改正する。

藤枝市長 北村 正平

(以下別紙)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条

この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 24 号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成 21 年藤枝市規則第 31 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設計内容説明)

第 2 条

省令第2条第1項の添付図書のうち設計内容説明書は、長期優良住宅認定マニュアル(発行 財団法人ベターリビング、一般社団法人住宅性能評価・表示協会)における設計内容説明書を参考とし、長期使用構造等であることの説明を記したものとする。

(計画通知書)

第3条

法第6条第3項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、計画通知書(第1号様式)により行うものとする。

(認定しない旨の通知書等)

第 4 条

- 1 市長は、法第5条第1項から第5項又は法第8条第1項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第7条第1項に規定する認定基準に適合しないと認めるとき、又は同条第6項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定ができない場合は、速やかにその旨を認定しない旨の通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、法第10条の規定による承認をすることができない場合は、速やかにその旨を地位の承継を承認できない旨の通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(報告請求書)

第5条

法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告の請求は、報告請求書(第4号様式)により行うものとする。

(改善命令書)

第6条

法第13条の規定による改善命令は、改善命令書(第5号様式)により行う ものとする。

(計画認定取消通知書)

第 7 条

法第14条第2項の規定による通知は、計画認定取消通知書(第6号様式) により行うものとする。

(認定申請取下届)

第8条

- 1 申請者が長期優良住宅建築等計画の認定を受ける前に当該申請を取下げよ うとする場合は、認定申請取下げ届(第7号様式)を提出するものとする。
- 2 前項の場合において、認定申請書の正本は返却しないものとする。

(軽微な変更届)

第 9 条

認定を受けた者は、法第条第6条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(省令第7条に規定する軽微な変更に限る。)をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、軽微な変更届(第8号様式)に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

附 則 (平成 25年 3月 28日告示第 38号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28年 3月 29日告示第 29号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 月 31 日告示第 16 号)

この要領は、令和4年2月20日から施行する。